

防衛省訓令第35号

防衛施設周辺対策事業補助金等交付規則（平成19年防衛施設庁告示第9号）を実施するため、米空母艦載機部隊配備特別交付金交付要綱を次のように定める。

令和4年3月30日

防衛大臣 岸 信夫

米空母艦載機部隊配備特別交付金交付要綱

改正 令和 5年 3月31日省訓第22号

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 米空母艦載機部隊配備特別事業に要する費用に充てるための交付金（第6条—第9条）
- 第3章 米空母艦載機部隊配備特別事業に要する費用等（第10条—第20条）
- 第4章 基金の造成等（第21条—第26条）
- 第5章 取得財産等の管理等（第27条—第29条）
- 第6章 間接補助金の交付に関する指導監督（第30条）

第 7 章 雑則（第 3 1 条）

第 1 章 総則

（通則）

第 1 条 米空母艦載機部隊配備特別交付金（以下「交付金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 3 0 年政令第 2 5 5 号。第 2 0 条第 1 項第 1 号及び第 5 号並びに第 2 8 条第 1 項において「適正化法施行令」という。）、防衛施設周辺対策事業補助金等交付規則（以下「交付規則」という。）その他の法令に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（交付の目的）

第 2 条 交付金は、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、米空母艦載機部隊が我が国の安全保障に果たす役割の重要性及び米空母艦載機部隊の配備が航空機騒音等により住民の生活の安定に及ぼす著

しい影響を考慮し、当該部隊が配備されている防衛施設の周辺において市町村が行う住民の生活環境等の整備に係る事業のために必要な措置を講じ、もって米空母艦載機部隊の活動等の円滑かつ確実な実施を確保することにより、我が国の安全保障に資することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防衛施設 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第2条第2項に規定する防衛施設をいう。
- (2) 米空母艦載機部隊 日本国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊の空母艦載機部隊のうちターボジェット発動機を有する航空機を保有する部隊をいう。
- (3) 米空母艦載機部隊配備特別事業 米空母艦載機部隊が配備されている防衛施設の周辺において、当該部隊の活動等が住民の生活の安定に及ぼす著しい影

響を考慮し、住民の生活の安定を図るために行われる公共用の施設の整備その他の住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業をいう。

- (4) 周辺市町村 次に掲げる要件のいずれかに該当する市町村であって、米空母艦載機部隊の活動等に理解を示し、協力を行っているものと認められるものうち、米空母艦載機部隊配備特別事業を行うことが必要と認められるものをいう。

ア 米空母艦載機部隊が配備されている防衛施設が所在すること。

イ 航空機の離陸、着陸等により生ずると見込まれる音響の影響度として第7条に規定する算定方法により算定した値が62デシベル以上の地域となること（アに該当する市町村に隣接する市町村に限る。）。

ウ 計器進入路の直下となること（アに該当する市町村に隣接する市町村に限る。）。

（交付金の交付）

第4条 交付金の交付（間接補助金（周辺市町村が交付

する適正化法第2条第4項第1号に規定する給付金をいう。第20条第1項第5号及び第30条において同じ。)の交付に関する指導監督を含む。)に関する事務は、地方防衛局長が行うものとする。

(防衛施設周辺対策事業補助金等交付事務取扱規則の規定の準用)

第5条 交付金の交付に関する事務の取扱いについては、交付金を防衛施設周辺対策事業補助金等交付事務取扱規則(平成19年防衛省訓令第80号)第3条第1項に規定する特定防衛施設周辺整備調整交付金とみなして、同訓令の規定を準用する。

第2章 米空母艦載機部隊配備特別事業に要する費用に充てるための交付金

(交付の対象)

第6条 交付金は、周辺市町村に対し、予算の範囲内において、交付するものとする。

(音響の影響度の算定方法)

第7条 前条第1号イにおける音響の影響度の算定方法

は、次の算式により時間帯補正等価騒音レベルを算定する方法とする。

$$10\log_{10}\left\{\frac{T_0}{T}\left[\sum_i 10^{\frac{L_{AE,di}}{10}} + \sum_j 10^{\frac{L_{AE,ej}+5}{10}} + \sum_k 10^{\frac{L_{AE,nk}+10}{10}}\right]\right\}$$

2 前項の算定方法において、次の各号に掲げる記号については、当該各号に定めるところによる。

- (1) $L_{AE, di}$ 1日の間の航空機の離陸、着陸等の実施により単発的に発生する騒音（以下「単発騒音」という。）のうち午前7時から午後7時までの間における i 番目のものの単発騒音暴露レベル（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項に規定する日本産業規格Z8731で定める算式により得た単発騒音暴露レベルをいう。以下同じ。）
- (2) $L_{AE, ej}$ 単発騒音のうち午後7時から午後10時までの間における j 番目のものの単発騒音暴露レベル
- (3) $L_{AE, nk}$ 単発騒音のうち午前0時から午前7時まで及び午後10時から午後12時までの間における k 番目のものの単発騒音暴露レベル

(4) T_0 規準化時間 (1 秒)

(5) T 1 日の時間 (8 万 6 千 4 百秒)

(米空母艦載機部隊配備特別事業)

第 8 条 交付金を充てることのできる米空母艦載機部隊
配備特別事業は、次に掲げる事業とする。

(1) 住民に対する広報に関する事業

(2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置
に関する法律 (平成 16 年法律第 112 号) 第 2 条
第 3 項に規定する国民の保護のための措置に関する
事業

(3) 防災に関する事業

(4) 住民の生活の安全の向上に関する事業

(5) 情報通信の高度化に関する事業

(6) 教育、スポーツ及び文化の振興に関する事業

(7) 福祉の増進及び医療の確保に関する事業

(8) 環境衛生の向上に関する事業

(9) 交通の発達及び改善に関する事業

(10) 公園及び緑地の整備に関する事業

- (11) 環境の保全に関する事業
- (12) 良好な景観の形成に関する事業
- (13) 企業の育成及び発展並びにその経営の向上を図る事業

- (14) 前各号に定めるもののほか、米空母艦載機部隊配備特別事業にふさわしいものとして別に定める事業

2 前項の規定にかかわらず、交付金は、次に掲げる事業については、交付しない。

- (1) 国が行う事業又は国がその経費の一部を負担し、若しくは補助する事業
- (2) 法令の規定に基づいて毎年度経常的に行っている事業
- (3) 周辺市町村の区域内において、米空母艦載機部隊の活動等により影響を受ける住民の生活の安定に資するよう適切に配慮された地域において行う事業とは認められないもの

(交付金の交付額)

第9条 交付金の交付額は、周辺市町村における米空母

艦載機部隊の活動等（当該部隊が配備されている防衛施設に所在するその他の部隊等によるものも勘案するものとする。）により住民の生活の安定に及ぼす影響の程度及び範囲並びに米空母艦載機部隊の規模等に応じ、予算の範囲内で定める。

第3章 米空母艦載機部隊配備特別事業に要する費用等

（米空母艦載機部隊配備特別事業に要する費用）

第10条 周辺市町村が交付金を充てることのできる米空母艦載機部隊配備特別事業に要する費用は、次に掲げる費用とする。

- (1) 基本構想策定費 米空母艦載機部隊配備特別事業に関する基本的な構想（第13条第2号アにおいて「基本構想」という。）を策定するために要する経費
- (2) 全体計画調査費 米空母艦載機部隊配備特別事業の全体計画を作成するために要する経費
- (3) 工事費 米空母艦載機部隊配備特別事業を工事に

より行う場合における当該工事（以下「工事」という。）に必要な本工事費（直接工事費、間接工事費及び一般管理費等をいう。）、附帯工事費、測量及び試験費、用地費及び補償費、施設及び機械器具費、各種工事負担金並びに工事雑費

(4) 物件購入費 米空母艦載機部隊配備特別事業を物の購入により行う場合における当該物（以下「物件」という。）の購入に要する費用（運搬及び据付けに要する費用を含む。）

(5) 実施設計費 工事の設計図書（工事の施工に必要な図面及び仕様書をいう。以下同じ。）を作成するために要する費用

(6) 事業運営費 米空母艦載機部隊配備特別事業を工事及び物件の購入以外の事業により行う場合における当該事業（第13条第2号コにおいて「運営等事業」という。）の実施に要する費用

(7) 地方事務費 工事の実施に附帯して必要な費用及び周辺市町村以外の者が行う工事に対して周辺市町

村が交付金を充てる場合（第16条第1項の表において「間接補助の場合」という。）における当該交付金を充てるために必要な事務費

- (8) 基金造成費 2年度以上にわたり継続する米空母艦載機部隊配備特別事業（以下「継続事業」という。）を行おうとする場合において、当該事業に要する経費（前各号に掲げる費用に係る経費に限る。）の総額を支弁するために必要な額の基金（地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の基金をいう。以下同じ。）を設けるために要する費用

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる費用は、事業運営費であっても交付金を充てることができない。

- (1) 周辺市町村の常勤職員の給料、職員手当等に要する費用
- (2) 個人に対する見舞金その他の金銭及びこれに類する物品の給付に要する費用

3 第1項第7号の地方事務費の額は、同項第3号の工事費の100分の5を超えない額とする。

(補助金等交付申請書の様式等)

第11条 交付規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は別記第1号様式とし、同項の添付書類は次に掲げる書類とする。

- (1) 別記第2号様式による事業の内容及び経費配分書
- (2) 別記第3号様式による全体事業計画書
- (3) 別記第4号様式による収支予算書

(契約等)

第12条 米空母艦載機部隊配備特別事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般競争に付さなければならない。ただし、当該事業の運営上、一般競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

(軽微な変更)

第13条 交付規則第4条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 事業の経費の配分の変更のうち次に掲げる経費の流用による変更で、流用先の経費（工事費について

は各種別経費（本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、用地費及び補償費、施設及び機械器具費、各種工事負担金並びに工事雑費をいう。以下同じ。）

）の増加額が変更前の当該経費に100分の20を乗じて得た額（当該額が20万円未満である場合には20万円）を超えないもの

ア 工事費の各種別経費相互間の流用。ただし、工事雑費への流用を除く。

イ 工事雑費又は地方事務費から実施設計費への流用

ウ 工事費、物件購入費及び事業運営費の相互間の流用。ただし、工事雑費への流用を除く。

エ 実施設計費から工事費（工事雑費を除く。）、物件購入費又は事業運営費への流用

オ 地方事務費から工事費、物件購入費又は事業運営費への流用

(2) 事業の内容の変更のうち次に掲げる変更以外の変更

- ア 基本構想の策定又は米空母艦載機部隊配備特別事業の全体計画若しくは設計図書の作成に必要な調査の種類又は方法の変更
- イ 工事施工場所又は構造物の規模若しくは基本構造の変更。ただし、誤測又は違算によるわずかな変更を除く。
- ウ 建築設備機器（建築設備（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第3号に規定する建築設備をいう。）の部分となって用いられる機械又は器具のうち重要な機械又は器具をいう。）の品目、規格、型式又は数量の変更
- エ 建物の主要構造部（建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部をいう。）、工法又は仕上材料の変更
- オ 遮音材料、吸音材料又は防音建具の気密機構の変更
- カ 施設及び機械器具費に係る仮設物の数量又は1基当たり50万円を超える機械器具の品目、規格、

型式若しくは数量の変更

キ 本工事費若しくは附帯工事費の算定の基礎となる工種ごとの額又は測量及び試験費、用地費及び補償費若しくは施設及び機械器具費の算定の基礎となる区分ごとの額の変更（当該変更に係る額が、当該工種又は区分の変更前の額に100分の20を乗じて得た額（当該額が200万円を超える場合は200万円）を超えるものに限る。）を伴う事業の内容の変更

ク 物件購入費に係る物件の品目、規格、型式又は数量の変更

ケ 事業運営費の算定の基礎となる区分ごとの額の変更（当該変更に係る額が、区分の変更前の額に100分の20を乗じて得た額を超えるものに限る。）を伴う事業内容の変更

コ 運営等事業の主要な部分の著しい内容の変更

サ 米空母艦載機部隊配備特別事業の完了予定期日の1月以上の延期又は当該期日の属する年度の翌

年度にわたる延期

(補助事業等計画変更承認申請書の様式)

第14条 交付規則第4条第1項第1号の補助事業等計画変更承認申請書の様式は、別記第5号様式とする。

(遂行困難な場合の報告)

第15条 交付規則第4条第1項第3号の報告の様式は、別記第6号様式とする。

(状況報告)

第16条 交付規則第6条の報告書の様式及び提出時期は、次のとおりとする。

報告書の種類	報告書の様式	提出時期
補助事業等着手報告書	別記第7号様式	米空母艦載機部隊配備特別事業の着手後7日(間接補助の場合にあっては14日)以内

補助事業等遂行状況報告書	別記第8号様式	米空母艦載機部隊配備特別事業の着手後毎会計年度12月31日現在の遂行状況を翌月14日（間接補助の場合にあっては、翌月21日）まで
--------------	---------	--

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、補助事業等遂行状況報告書の提出は要しない。ただし、米空母艦載機部隊配備特別事業に着手した年度の翌年度以降は除く。

- (1) 米空母艦載機部隊配備特別事業の着手後3月以内に米空母艦載機部隊配備特別事業が完了する場合
- (2) 米空母艦載機部隊配備特別事業の着手が12月1日から12月31日までの間である場合

(中止又は廃止)

第 17 条 米空母艦載機部隊配備特別事業を中止し、又は廃止する場合には、別記第 9 号様式により承認の申請を行うものとする。

(補助事業等実績報告書の様式等)

第 18 条 交付規則第 7 条の補助事業等実績報告書の様式並びに同条の添付書類及び提出時期は、次の表の区分に応じ、同表に定めるところによる。

区 分	補助事業等 実績報告書 の様式	添付書類	提出時期
米空母艦載 機部隊配備 特別事業が 完了した場 合（米空母	別記第 10 号様式	別記第 11 号様式によ る収支精算 書	当該事業の 完了の日（ 廃止の承認 を受けた日 を含む。以

<p>艦載機部隊 配備特別事業の廃止の承認を受けた場合を含む。))</p>		<p>別記第12号様式による完了検査等調書</p>	<p>下同じ。) から起算して1月を経過した日又は当該事業の完了の日の属する国の会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで</p>
<p>交付金の交付決定が行われた会計年度内に当該交付決定</p>	<p>別記第13号様式</p>	<p>別記第14号様式による年度末収支状況調書</p>	<p>交付決定が行われた日の属する国の会計年度の翌年度の</p>

の対象とな った米空母 艦載機部隊 配備特別事 業が完了し ない場合		出来高工程 表	4月30日 まで
---	--	------------	-------------

(交付金の額の確定)

第19条 地方防衛局長は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える額が交付金として交付されているときは、当該超える額の交付金について返還を命ずる。

2 前項の規定により返還を命ずる場合の返還期限については、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対してその未納に係る期間に応じ、年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収する。

(交付決定の取消し等)

第 20 条 地方防衛局長は、米空母艦載機部隊配備特別事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 適正化法、適正化法施行令その他の法令若しくはこの訓令の規定又はこれらに基づく防衛大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 交付金を米空母艦載機部隊配備特別事業以外の用途に使用した場合
- (3) 米空母艦載機部隊配備特別事業に関して、不正、怠慢その他不適當な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により米空母艦載機部隊配備特別事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 間接補助事業者（間接補助金の交付の対象となる事務又は事業（以下この号において「間接補助事業

」という。)を行う者をいう。第30条において同じ。)が適正化法、適正化法施行令その他の法令に違反した場合又は間接補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合

2 地方防衛局長は、前項の規定により交付の決定の全部若しくは一部を取り消した場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 地方防衛局長は、前項の規定により交付金の全部又は一部の返還を命ずる場合には、第1項第4号の場合を除き、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じ、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定による交付金の全部又は一部の返還については、前条第2項の規定を準用する。

第4章 基金の造成等

(基金造成費に係る補助金等交付申請書の様式等)

第 2 1 条 第 1 1 条の規定にかかわらず、基金造成費に係る交付規則第 3 条第 1 項の補助金等交付申請書の様式は別記第 1 5 号様式とし、同項の添付書類は次に掲げる書類とする。

- (1) 別記第 1 6 号様式による事業の内容及び経費配分書
- (2) 別記第 1 7 号様式による事業計画書
- (3) 別記第 1 8 号様式による基金全体計画書
- (4) 別記第 1 9 号様式による収支予算書
- (5) 基金に関し必要な事項を定めた条例、規則その他の規定

(基金造成費に係る交付の条件)

第 2 2 条 基金造成費に係る交付の決定の通知を行う場合は、交付規則第 4 条第 1 項に規定する条件のほか、同条第 2 項の規定に基づき、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 基金の造成を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ地方防衛局長に協議し、承認を得る

こと。

- (2) 基金の運用及び処分計画を変更（軽微な変更を除く。）しようとする場合は、あらかじめ地方防衛局長に協議し、承認を得ること。
- (3) 基金の運用により生じた利益は、当該基金に繰り入れること。
- (4) 基金の造成に係る経理と他の経理は区別すること。
- (5) 基金は、基金の造成目的以外の事業を行うために処分してはならないこと。
- (6) 基金により行う継続事業の終期となる年度までの間は、当該事業に関する毎年度の実施状況及び基金の運用状況について、事業実施年度の翌年度の4月10日までに別記第24号様式による基金運用・処分実績報告書を提出すること。
- (7) 基金の造成に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、基金の造成の完了の日の属する国の会計年度の翌年度から5年間保存しておくこと。

- (8) 基金による継続事業により取得し、又は効用が増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、目的に従って効率的な運営を図ること。
- (9) 基金による継続事業においては、周辺市町村の常勤職員の給料、職員手当等並びに個人に対する見舞金その他の金銭及びこれに類する物品の給付に要する費用に基金を充ててはならないこと。
- (10) 交付決定通知書を受領したときは、速やかに基金を造成するとともに事業の目的及び内容、事業の始期及び終期並びに事業に要する経費の総額及び交付を受けた交付金の額をインターネットの利用その他の方法により公表すること。
- (11) 前号の規定により公表した事項に変更があった場合においては、速やかに、当該変更があった事項を公表すること。
- (12) 基金の額が継続事業の実施状況その他の事情に照らして過大であると地方防衛局長が認めた場合又は

事業の終期が到来し、若しくは第1号の規定により基金を廃止した場合において当該基金に残余があるときは、速やかに、交付を受けた交付金の全部又は一部に相当する額を国に納付すること。

(基金に充てることのできる交付金の額)

第23条 基金に充てることのできる交付金の額は、別記第18号様式による基金全体計画書に記載した継続事業に要する経費の総額の範囲内とする。

(基金の造成等)

第24条 基金の造成は、基金の運用を行うための預貯金口座等に預入をして行い、交付金並びに周辺市町村の一般財源等により造成した現金預貯金及びその運用から生ずる利益により構成されるものとする。

2 基金の運用は、次の方法により確実かつ効率的に行うものとする。

- (1) 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）の取得

(2) 銀行その他金融機関への預金

(3) 信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補てんの契約があるもの

(4) 財政融資資金への預託

3 基金の処分は、継続事業の実施に必要な費用に充てるために行うものとする。

(基金造成費に係る状況報告)

第25条 第16条の規定にかかわらず、基金造成費に係る交付規則第6条の報告は別記第20号様式による補助事業等遂行状況報告書により行うものとし、基金の造成後7日以内に提出するものとする。

(基金造成費に係る補助事業等実績報告書の様式等)

第26条 第18条の規定にかかわらず、基金造成費に係る交付規則第7条の実績報告は、基金による事業の完了後において、別記第21号様式による補助事業等実績報告書により行うものとし、同条の添付書類は次に掲げる書類とする。

(1) 別記第22号様式による収支精算書

(2) 別記第23号様式による事業実績書

第5章 取得財産等の管理等

(財産の管理)

第27条 地方防衛局長は、交付の決定をする場合において、周辺市町村に対し、第10条第1項に規定する周辺市町村が交付金を充てることができる米空母艦載機部隊配備特別事業に要する費用により取得し、又は効用の増加した財産（次項並びに次条第1項及び第3項において「取得財産等」という。）については、当該事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従って、その効率的な運営を図ることを条件として付すものとする。

2 地方防衛局長は、取得財産等を処分することにより収入を得たとき又は得ると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

第28条 取得財産等のうち、適正化法施行令第13条第4号の規定に基づき防衛大臣が定める財産は、単位

数量当たりの取得価格又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び重要な器具とする。

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則別表で定める期間とする。

3 地方防衛局長は、交付の決定をする場合において、周辺市町村に対し、前項の期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方防衛局長の承認を受けることを条件として付すものとする。

4 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(残存物件の取扱い)

第29条 米空母艦載機部隊配備特別事業を実施するため取得した機械、器具、仮設物その他の物件（以下この条において「備品等」という。）については、当該事業の完了に際し、その取得価格を基礎とし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）等を考慮した額により精算しなければな

らない。ただし、当該備品等を防衛省の所掌に属する補助金等を受ける他の補助事業等（適正化法第2条第2項に規定する補助事業等をいう。）に使用することを地方防衛局長が承認したときは、当該他の補助事業等の完了のときに精算するものとする。

第6章 間接補助金の交付に関する指導監督

（間接補助金交付の際に付すべき条件等）

第30条 地方防衛局長は、周辺市町村に対し、当該周辺市町村が間接補助事業者の間接補助金を交付するときは、第12条から第20条までの規定及び第27条から第29条までの規定並びに交付規則第4条の規定に準ずる条件を付すよう指導監督しなければならない。

第7章 雑則

（委任規定）

第31条 この訓令の実施に関し必要な事項は、地方協力局長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、令和19年3月31日限り、その効力を失う。ただし、米空母艦載機部隊配備特別事業に係る交付金のうち令和19年度以降に繰り越されるものについては、同日後も、なおその効力を有する。

附 則 (令和5年3月31日省訓第22号)

(施行期日)

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、現にこの訓令による改正前の様式により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

別記第1号様式（第11条関係）

米空母艦載機部隊配備特別交付金交付申請書

文 書 番 号
令和 年 月 日

防衛局長 殿

申請者 住 所
氏 名

令和 年度において、下記のとおり を実施したいので、米空母艦載機部隊配備特別交付金交付要綱により交付金の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的：
- 2 交付金交付申請額： 円
- 3 事業の内容及び経費配分：事業の内容及び経費配分書に記載のとおり
- 4 事業実施予定期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 5 全体事業計画の概要：全体事業計画書に記載のとおり
- 6 収 支 予 算：収支予算書に記載のとおり
- 7 間 接 補 助 事 業 者：

添付書類：1 事業の内容及び経費配分書
2 全体事業計画書
3 収支予算書

注：1 交付申請書は、交付金の交付の対象となる事業ごとに作成すること。
2 間接補助事業者は、補助事業者が間接補助の方法により補助事業を行う場合に記載し、補助事業者の補助金の交付に関する規則等を添付すること。

別記第2号様式（第11条関係）

事業の内容及び経費配分書

事業の名称：

施 工 場 所	工種・ 品目・ 調査の 種類等	構造・工法・ 規格・型式・ 調査の方法 等	事業量 又 は 数 量	経 費 の 配 分			経 費 負 担 の 内 訳					備 考
				経 費 の 区 分	工 事 費 の 区 分	事 業 費	交 付 金	都 道 府 県 費	市 町 村 費	そ の 他	計	
						円	円	円	円	円	円	

注：経費の算出基礎となった書類（設計図書等）を添付すること。

別記第3号様式（第11条関係）

全 体 事 業 計 画 書

工種・ 品目・ 調査 種類	構造・ 工法・ 規格・ 型式・ 調査 方法 の 等	総 量			前年度まで			本 年 度			翌年度以降			事 業 完了 する 期間 の から まで の 間	備 考	
		事 業 量は 量	事 業 費 又 数	交 付 金	事 業 量は 量	事 業 費 又 数	交 付 金	事 業 量は 量	事 業 費 又 数	交 付 金	事 業 量は 量	事 業 費 又 数	交 付 金			年 月 年 月
			円	円		円	円		円	円		円	円			

別記第4号様式（第11条関係）

収 支 予 算 書

事業の名称：

1 収入の部

費 目	予 算 額	内 訳	備 考
	円	円	

2 支出の部

費 目	予 算 額	内 訳	備 考
	円	円	

3 補助事業者の予算議決（又は議決予定）年月日：令和 年 月 日

注：収支予算には、交付金以外の財源も併せて記入すること。

別記第5号様式（第14条関係）

補助事業等計画変更承認申請書
（米空母艦載機部隊配備特別事業）

文 書 番 号
令和 年 月 日

防衛局長 殿

補助事業者 住 所
氏 名

令和 年 月 日付け 号で交付金交付決定の通知があった
の実施について、別紙理由書に記載した理由により事業の内容及び経費の配分を変更
したいので、承認を受けたく関係書類を添えて申請する。

注： 関係書類は、米空母艦載機部隊配備特別交付金交付申請書又は補助事業等計
画変更承認申請書に添付された書類並びに当該書類に添付された書類及び図面
の各葉のうち、補助事業等の計画の変更に伴い変更を必要とする事項が記入さ
れている各葉について、書類にあっては変更前と変更後の補助事業等の計画の
相違を容易に比較対照できるよう所要の修正を加えたものとし、図面にあって
は変更後の内容を明示したものとする。

別記第6号様式（第15条関係）

補助事業等遅延等報告書
(米空母艦載機部隊配備特別事業)

文書番号
令和 年 月 日

防衛局長 殿

補助事業者 住 所
氏 名

令和 年 月 日付け 号で交付金交付決定の通知があった
の令和 年 月 日現在の遅延等の状況について、下記のとおり報告する。

記

- 1 事業所要額： 円
- 2 交付金交付決定額： 円
- 3 事業実施期間：(変更前) 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
(変更後) 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 4 遅延等の理由：
- 5 事業の内容及び出来高の状況

経費の区分 及び工事費 の区分	工種・品目 ・調査の種 類等	交付決定		出来高		進捗率 $\left(\frac{(B)}{(A)} \times 100\right)$	交付金 の交付 済額	備考
		事業 量又 は数 量	事業費 (A)	事業 量又 は数 量	事業費 (B)			
			円		円	%	円	

注：翌年度に繰越を予定している場合はその旨備考欄に記載すること。

- 6 工程表：(変更前と変更後の工程の差異が判断できるよう、色・線種等で区別して記載すること)

添付書類：工程表

別記第7号様式（第16条関係）

補助事業等着手報告書
（米空母艦載機部隊配備特別事業）

文書番号
令和 年 月 日

防衛局長 殿

補助事業者 住 所
氏 名

令和 年 月 日付け 号で交付金交付決定の通知があった
について着手したので、下記のとおり報告する。

記

1 契約の状況等

(1) 設計金額： 円

(2) 契約額： 円

2 着手年月日：令和 年 月 日

3 完了予定年月日：令和 年 月 日

4 契約の結果生じた交付金の交付決定額の剰余額： 円

注：2件以上の契約を締結する場合は、記の1の事項を契約ごとに記載すること。

別記第8号様式（第16条関係）

補助事業等遂行状況報告書
（米空母艦載機部隊配備特別事業）

文書番号
令和 年 月 日

防衛局長 殿

補助事業者 住 所
氏 名

令和 年 月 日付け 号で交付金交付決定の通知があった
について、令和 年 月 日現在の遂行状況を下記のとおり報告する。

記

1 収支の状況

(1) 収入の部

費目	予算額	収入済額	収入未済額	備考
	円	円	円	

(2) 支出の部

費目	予算額	支出済額	支出未済額	備考
	円	円	円	

2 出来高の状況

経費の区分 及び工事費 の区分	工種・品目 ・調査の種 類等	交 付 決 定		出 来 高		進捗率 $\left(\frac{(B)}{(A)} \times 100\right)$	交付金 の交付 済額	備考
		事 業 量 又 は 数 量	事 業 費 (A)	事 業 量 又 は 数 量	事 業 費 (B)			
			円		円	%	円	

注：地方事務費及び工事雑費に関する出来高の状況は、記載の必要はない。

別記第9号様式（第17条関係）

補助事業等中止（廃止）申請書
（米空母艦載機部隊配備特別事業）

文 書 番 号
令和 年 月 日

防衛局長 殿

補助事業者 住 所
氏 名

令和 年 月 日付け 号で交付金交付決定の通知があった
の実施について、下記のとおり事業の中止（廃止）をしたいので、承認を受けたく申
請する。

記

- 1 交 付 決 定 額 :
- 2 事 業 中 止（ 廃 止 ） の 理 由 :
- 3 事 業 中 止 の 期 間（ 廃 止 の 時 期 ） :
- 4 添 付 書 類 : 交付決定通知書の写し

別記第10号様式（第18条関係）

補助事業等実績報告書
(米空母艦載機部隊配備特別事業)

文書番号
令和 年 月 日

防衛局長 殿

補助事業者 住 所
氏 名

令和 年 月 日付け 号で交付金交付決定の通知があった
を実施したので、下記のとおり報告する。

記

- 1 事業所要額： 円
- 2 交付金交付決定額： 円
- 3 収支精算：収支精算書に記載のとおり
- 4 事業実施期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 5 事業の内容及び成果

経費の区分及び工事費の区分	工種・品目 ・調査の種類等	交付決定		実績		差引増△減額 (A)－(B) 比較	備考
		事業 量又は 数量	事業費 (A)	事業 量又は 数量	事業費 (B)		
			円		円	円	

- 6 事業の成績：完了検査等調書に記載のとおり

- 添付書類：1 収支精算書
2 完了検査等調書
3 完了設計書

別記第 1 1 号様式（第 1 8 条関係）

収 支 精 算 書

事業の名称：

1 収入の部

費 目	予 算 額	精 算 額	差 引 増△減	備 考
	円	円	円	

2 支出の部

費 目	予 算 額	精 算 額	差 引 増△減	備 考
	円	円	円	

3 交付金精算

費目	交付金交付 決定額	精算事業 費総額	交付金精 算額	概算払受 領総額	差引交付金 未受領（返 還）額	備 考
	円	円	円	円	円	

別記第 1 2 号様式（第 1 8 条関係）

完 了 検 査 等 調 書

事業の名称：

1 完了検査調書

(1) 完了年月日：令和 年 月 日

(2) 完了検査年月日：令和 年 月 日

2 備品等調書

品名	規格	数量	購入単価	購入金額	購 入 年 月 日	耐用年数	継続使用 希望の有無	備考
			円	円				

別記第13号様式（第18条関係）

補助事業等実績報告書
(米空母艦載機部隊配備特別事業)

文書番号
令和 年 月 日

防衛局長 殿

補助事業者 住 所
氏 名

令和 年 月 日付け 号で交付金交付決定の通知があった の
令和 年度における実績について、下記のとおり報告する。

記

- 1 事業所要額： 円
- 2 交付金交付決定額： 円
- 3 年度末の収支の状況：年度末収支状況調書に記載のとおり
- 4 事業実施期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 5 事業の内容及び年度末の出来高

経費の区分及び工事費の区分	工種・品目・調査の種類等	交付決定		出来高		進捗率 $\left(\frac{(B)}{(A)} \times 100\right)$	交付金の交付済額	備考
		事業量又は数量	事業費(A)	事業量又は数量	事業費(B)			
			円		円	%	円	

- 添付書類： 1 年度末収支状況調書
2 出来高工程表

別記第14号様式（第18条関係）

年 度 末 収 支 状 況 調 書

事業の名称：

1 収入の部

費 目	予 算 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	備 考
	円	円	円	

2 支出の部

費 目	予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	備 考
	円	円	円	

米空母艦載機部隊配備特別交付金交付申請書

文 書 番 号
令和 年 月 日

防衛局長 殿

申請者 住 所
氏 名

令和 年度において、下記のとおり を実施したいので、米空母艦載機部隊配備特別交付金交付要綱により交付金の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的：
- 2 交付金交付申請額： 円
- 3 事業の内容及び経費配分：事業の内容及び経費配分書に記載のとおり
- 4 事業実施予定期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 5 事業計画の概要：事業計画書に記載のとおり
- 6 基金計画の概要：基金全体計画書に記載のとおり
- 7 収 支 予 算：収支予算書に記載のとおり

- 添付書類：1 事業の内容及び経費配分書
2 事業計画書
3 基金全体計画書
4 収支予算書
5 基金に関し必要な事項を定めた条例、規則その他の規定

- 注：1 交付申請書は、交付金の交付の対象となる事業ごとに作成すること。
2 間接補助事業者は、補助事業者が間接補助の方法により補助事業を行う場合に記載し、補助事業者の補助金の交付に関する規則等を添付すること。

別記第16号様式（第21条関係）

事業の内容及び経費配分書

事業の名称：

基金 の 名 称	運用先	運用形態	経費の配分				備考
			交付金	市町村費	その他	計	
			円	円	円	円	

別記第17号様式（第21条関係）

事業計画書

事業の名称：

1 基金の造成及び処分の状況

基金造成初年度：令和 年度 (令和 年 月 日現在)

区分	基金造成額			基金処分量			備考
	前年度まで	本年度	計	前年度まで	本年度	計	
交付金 市町村費等 運用益	円	円	円)))	
合計							

2 基金の運用計画

(令和 年 月 日現在)

基金運用額	円	円
運用先		
運用形態		
年平均運用利回り	%	%
運用益収入（見込み）	円	円

注：1 基金の造成及び処分の状況における基金造成額及び基金処分量の本年度については、計画額又は見込額を記入すること。

2 基金の運用計画において、運用先又は運用形態が2以上ある場合は、必要に応じ欄を設けて記入すること。

別記第18号様式（第21条関係）

基金全体計画書

事業の名称：

- 1 継続事業の目的：
- 2 継続事業の内容：
- 3 継続事業の始期及び終期：令和 年 月から令和 年 月まで
- 4 継続事業に要する経費の総額： 円
- 5 経費の内訳

年度	基金造成額				基金処分額				基金残額
	交付金	市町村費等	運用益	計	継続特別事業の内容	規模・数量等	事業費	基金処分額	
令和 年度	円	円	円	円			円	円	円
令和 年度									
令和 年度									
令和 年度									
計									

- 注：1 基金造成額の欄及び基金処分額の欄の各項目については、過年度までは実績により、本年度以降は計画により記入すること。
- 2 継続事業の始期年度から終期年度まで全て記入すること。
- 3 継続事業の内容等が確認できる必要な資料を添付すること。

別記第19号様式（第21条関係）

収 支 予 算 書

事業の名称：

1 収入の部

費 目	予 算 額	内 訳	備 考
	円	円	

2 支出の部

費 目	予 算 額	内 訳	備 考
	円	円	

3 補助事業者の予算議決（又は議決予定）年月日：令和 年 月 日

注：収支予算には、交付金以外の財源も併せて記入すること。

別記第20号様式（第25条関係）

補助事業等遂行状況報告書
（米空母艦載機部隊配備特別事業）

文書番号
令和 年 月 日

防衛局長 殿

補助事業者 住 所
氏 名

令和 年 月 日付け 号で交付金交付決定の通知があった
について、令和 年 月 日現在の遂行状況を下記のとおり報告する。

記

1 収支の状況

(1) 収入の部

費目	予算額	収入済額	収入未済額	備考
	円	円	円	

(2) 支出の部

費目	予算額	支出済額	支出未済額	備考
	円	円	円	

2 基金の処分の状況

（令和 年 月 日現在）

基金造成額	本年度処分計画額		備考
	処分済額	処分未済額	
円	円	円	

別記第21号様式（第26条関係）

補助事業等実績報告書
（米空母艦載機部隊配備特別事業）

文書番号
令和 年 月 日

防衛局長 殿

補助事業者 住 所
氏 名

令和 年 月 日付け 号で交付金交付決定の通知があった
を実施したので、下記のとおり報告する。

記

- 1 事業所要額： 円
- 2 交付金交付決定額： 円
- 3 収支精算：収支精算書に記載のとおり
- 4 事業実施期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 5 事業の内容及び成果

区 分	基 金 造 成 額		差引増△減額 (A)－(B) 比 較	備 考
	交付決定額 (A)	実 績 額 (B)		
交 付 金 市 町 村 費 そ の 他 運 用 益	円	円	円	
合 計				

- 6 事業の成績：事業実績書に記載のとおり

添付書類：1 収支精算書
2 事業実績書

注：運用益については、造成額と処分額を差引した残額を記入すること。

別記第 2 2 号様式（第 2 6 条関係）

収 支 精 算 書

事業の名称：

1 収入の部

費 目	予 算 額	精 算 額	差 引 増△減	備 考
	円	円	円	

2 支出の部

費 目	予 算 額	精 算 額	差 引 増△減	備 考
	円	円	円	

3 交付金精算

費目	交付金交付 決定額	精算事業 費総額	交付金精 算額	概算払受 領総額	差引交付金 未受領（返 還）額	備 考
	円	円	円	円	円	

事業実績書

事業の名称：

1 基金の造成及び処分の状況

基金の造成初年度：令和 年度 (令和 年 月 日現在)

区分	基金造成額			基金処分量			備考
	前年度まで	本年度	計	前年度まで	本年度	計	
交付金 市町村費等 運用益	円	円	円) 円) 円) 円	
合計							

2 基金の運用実績

(令和 年 月 日現在)

基金運用額	円	円
運用先		
運用形態		
年平均運用利回り	%	%
運用益収入	円	円

注：基金の運用実績において、運用先又は運用形態が2以上ある場合は、必要に応じ欄を設けて記入すること。

別記第24号様式（第22条関係）

基金運用・処分実績報告書
（米空母艦載機部隊配備特別事業）

文書番号
令和 年 月 日

防衛局長 殿

補助事業者 住 所
氏 名

下表のとおり交付金交付決定の通知があった により造成した
基金について、交付決定通知書に付された条件に基づき、令和 年度における基金
の運用及び処分に係る実績を別紙のとおり報告する。

基金造成年度	交 付 決 定		額 の 確 定		基金造成額
	交付決定 年月日	交付決定通知書 文書番号	確 定 年月日	確 定 通 知 書 文 書 番 号	
					円

- 注：1 基金造成年度の交付決定を全て記入すること。
2 基金造成額は、交付金及び市町村費等（運用益を除く。）の積立額と運用益
の造成及び処分の差額の合計額とする。
3 基金造成額は、報告年度の年度末現在の額を記入すること。

(別紙)

1 基金の造成及び処分の状況

基金の造成初年度：令和 年度

基金の 名 称	基金造成額（令和 年度末）（A）					基金処分額（B）			基金残高 （令和 年度 末）（A）-（B）
	交付金	市町村 費等	運用益 造成額	運用益 処分額	計	令和 年度	令和 年度	計	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円

注：1 基金の名称ごとに、基金の処分年度が2以上ある場合は、必要に応じ欄を設けて記入すること。

2 基金造成額欄の交付金及び市町村費等については、積立額の総額を記入すること。

3 市町村費等については、運用益は含まない。

4 基金残高欄には、その内訳として国費相当額を括弧書きすること。

2 基金の運用実績

基金運用額	円	円
運用先		
運用形態		
年平均運用利回り	%	%
運用益収入	円	円

注：運用先又は運用形態が2以上ある場合は、必要に応じ欄を設けて記入すること。

3 基金を充て実施した継続事業

事業年度：令和 年度

継続事業名	継続事業の内容	規模・数量等	事業主体	実施場所	継続事業実施期間 （令和 年 月 日～ 令和 年 月 日）	事業費	基金 充当額	備考
						円	円	

添付書類：事業内容等が確認できる必要な資料